

小泉八雲・セツのドラマをイカしてバケる松江推進協議会公式ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、小泉八雲・セツをモデルとした連続テレビ小説の制作・放送を最大限に生かして観光振興を図ることを目的に制作した小泉八雲・セツのドラマをイカしてバケる松江推進協議会公式ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、小泉八雲・セツのドラマをイカしてバケる松江推進協議会(以下「協議会」という。)に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下、「使用申請者」という。)は、別添小泉八雲・セツのドラマをイカしてバケる松江推進協議会公式ロゴマーク使用マニュアルを了知したうえ、ロゴマーク使用申請書兼使用承認書(様式第1号)を協議会に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が、報道の目的で使用する場合
- (2) その他協議会が適当と認める場合

2 使用申請には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) ロゴマーク使用の内容(デザイン)がわかる見本、企画書等
- (2) その他、協議会が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 前条第1項の使用申請者が次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の承認)

第5条 協議会は、第3条の使用申請があった場合には、次の号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
 - (2) 小泉八雲・セツ協議会、及び小泉八雲・セツをモデルとした連続テレビ小説の信用または品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
 - (3) 政治的活動等に使用するとき。
 - (4) その他、協議会が不適當であると認めた場合。
- 2 ログマークのデザイン統一のため、協議会はデザインの修正が必要と判断した場合は、申請された見本、デザインの修正を求め、修正を確認後に承認する。
 - 3 協議会は、使用を認める場合、使用を承認する書面（様式第1号）を申請者へ通知する。

（使用上の遵守事項）

第6条 ログマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用申請書に記載された内容のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 小泉八雲・セツのドラマをイカしてバケる松江推進協議会公式ログマーク使用マニュアルに定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (4) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 承認を受けて作成した成果品のデータは、速やかに協議会に提出すること。
- (6) ログマークの使用品は、協議会が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、ログマークの使用品に関し、苦情等が生じた場合は、使用者の責任において必要な措置を講じること。

（使用の非独占性等）

第7条 この要綱による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してログマークを使用する権利を付与するものではない。

（使用承認の取り消し）

第8条 ログマークを正しい使用条件に従って使用していない場合は、協議会はログマークの使用承認を取り消すことができる。

2 使用者が前項の規定により使用承認を取り消されたことによって損失を被ることがあっても、協議会は一切の責任を負わない。

（使用料）

第9条 ログマークの使用料は無料とする。

（経費等の負担）

第10条 協議会は、この要綱によりロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 協議会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第12条 協議会は、ロゴマークの利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用状況等に関する情報を公開することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月4日から施行する。